最終更新日：2016年6月24日
株式会社大紀アルミニウム工業所
代表取締役社長　山本隆章
問合せ先：管理部（06）6444－2751
証券コード：5702
http://www.dik-net.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、健全な企業経営に基づく事業展開を進める上で、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題としております。バランスの取れた経営体制の構築と牽制機能の強化に努めながら、適切かつ迅速な経営判断を行い、コンプライアンス（法令遵守）に則った各施策により、公正性、透明性の高い経営及び業務執行の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4】
当社は現状、議決権行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等は行っておりませんが、今後の機関投資家や海外投資家の持株比率等や費用対効果も勘案し、必要に応じて導入を検討してまいります。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、現在独立社外取締役を1名選任しております。選任している独立社外取締役は、その経歴から弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、その独立した立場から助言や監督機能を果たしております。更なるガバナンス強化と取締役会の活性化の為、今後は、独立社外取締役が複数名となるよう候補者を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
＜政策保有に関する方針＞
安定した取引関係強化等、純投資以外の事業上の関係に必要がある場合の株式を政策保有としております。
＜議決権行使に関する基準等＞
政策保有株式の議決権行使は、事業上の関係、将来の見通し等を検証の上、当社企業価値の維持・向上を図る観点から適切に対応しております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は会社法等に基づき、取締役会の承認を得なければ、当社役員が利益相反取引を行ってはならない旨を取締役会規則で定めております。会社及び株主の共同利益を損なわないよう、適切な手続きに則って取引条件を決定し、その取引内容を開示するとともに、取締役会が監視を行っております。

【原則3－1　情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
＜当社の経営理念に当たる社是＞
誠実・独創・親和
＜当社の経営方針＞
より良い商品・より安い価格・より良いサービス
＜当社の経営戦略＞
中長期的な経営戦略については、平成28年3月期決算短信3．（3）に記載しております。

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載しております。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
本報告書の「2．1．機関構成・組織運営等に係る事項の報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」及び有価証券報告書に記載しております。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
当社は、取締役会における適切な意思決定、経営監督機能の向上及び業務執行機能の強化・迅速化を図るため、経営陣幹部の指名に当たっては、当社の事業及び業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているか等を勘案し、代表取締役社長が候補者を推薦し、取締役会において慎重に審議の上、指名を決定しております。

（5）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役及び監査役候補者の経歴、社外取締候補者及び社外監査役候補者の指名理由につきましては、招集通知の株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4－1－1】
当社は、法令及び定款に定める事項のほか、取締役会が意思決定を行うべき事項について「取締役会規則」において定めております。
また、取締役会が意思決定を行う事項以外の経営上の重要事項については、「常務会規程」に基づき、代表取締役社長の諮問機関であります常務会で審議を行っております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
有価証券報告書にも開示・公表しておりますが、独立社外取締役候補の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める上場制度整備に伴い策定した上場管理等に関するガイドライン3の5．（3）の2に明示している一般株主と利益相反の生じるおそれが高いと判断する一定の要件

を参考に判断を行っております。

【補充原則４－１１－１】
当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様性を持った取締役で構成しております。
当社の規模及び事業の内容から、定款に定める１０名以内で取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる適切な人員を維持しております。
また、独立性を有する社外取締役を選任することにより、経営の透明性・健全性を高めております。

【補充原則４－１１－２】
社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、事業報告、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書を通じて毎年開示を行っております。

【補充原則４－１１－３】
取締役会の運営状況については以下のとおりであり、実効的に運営されております。
取締役会規則に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、取締役会を原則毎月１回開催することにより、適時・適切に審議を行っております。

【補充原則４－１４－２】
当社は取締役及び監査役に対して、その役割と責務を果たす為、その就任時あるいは就任後、継続的に会社事業・財務・法令順守等の必要な知識の習得の機会を提供しております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社のIR活動は、IR担当役員が中心となって行っております。IR活動に必要な情報は、営業・管理各部門から情報収集し、管理部にて取り纏めをしております。
当社の主なIR活動は次のとおりであります。
・定時株主総会の開催：年１回
・取引所における決算説明会：年２回
・株主及び機関投資家等とのミーティング・意見交換の実施
・当社ホームページによるニュースリリース
・株主向けIR通信の作成及び配布

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社山本エステート	3,480,000	7.97
株式会社りそな銀行	1,904,298	4.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,580,952	3.62
山本隆章	1,455,430	3.33
大紀アルミ得意先持株会	1,341,120	3.07
株式会社みずほ銀行	1,004,529	2.30
みずほ信託銀行株式会社	1,003,000	2.29
株式会社三井住友銀行	1,002,573	2.29
安宅千浩	944,257	2.16
山本暉郎	770,241	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
辰野守彦	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辰野守彦	○	―――	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、適切に業務を遂行していただけるものと判断するため。 ＜独立役員指定理由＞ 辰野守彦氏は当社及び当社の子会社の業務執行者ではなく、それに加え、近親者においても当社との関連が一切無いことから、取引所が規定する独立性の判断基準の要件を全て満たしております。 その為、当社は辰野守彦氏が中立・公正な立場を保持しており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

取締役の業務執行に対して、監査役及び会計監査人が連携しながら監査を行い、内部統制の充実に努めております。
また、会社の組織及び規程などに対して監査役及び監査室が連携しながら監査を行い、内部統制の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
稲田実	他の会社の出身者													
蔭山幸男	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲田実	○	稲田実業株式会社（株式会社アトラスワールドへ商号変更）代表取締役 有限会社稲田ビル取締役	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただくため。 ＜独立役員指定理由＞ 稲田実氏が企業経営者として経営をされている会社と当社との間には取引関係はありません。また稲田実氏自身は当社及び当社の子会社の業務執行者ではなく、それに加え、近親者においても当社との関連が一切無いことから、取引所が規定する独立性の判断基準の要件を全て満たしております。 その為、当社は稲田実氏が中立・公正な立場を保持しており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
蔭山幸男		―――	公認会計士として培われた専門的な知識・経験等による経営全般の監視と有効な助言をいただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成21年6月24日開催の当社第82回定時株主総会決議及び平成21年8月10日開催の取締役会決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止等役員報酬制度の見直しにあたり、当社の取締役7名に対して第3回新株予約権を無償で割当てることを決議しました。
新株予約権の行使期間は、平成21年10月1日から平成51年9月30日までであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

第3回新株予約権
社内取締役7名に対して772,000株を付与いたしました。
平成25年6月に2名、134,000株行使済。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬は、総額147，810千円（平成28年3月期）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で承認された方法により決定。
当社の取締役に対する報酬は、主に毎月の定期同額給与と業績連動給与による構成となります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役（監査役）の専任の事務局は設置しておりませんが、管理部にてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1.業務執行・監査の状況
当社の取締役会は、取締役9名、そのうち1名は社外取締役（独立役員に指名）にて構成され、監査役4名、
そのうち2名は社外監査役（うち1名は独立役員に指名）も会社法第383条に基づいて出席しており、
取締役の職務の執行を監査し、必要に応じて提言及び助言などを行っております。
取締役会は、常務会で審議・立案された案件を法令・定款などに照らし、その適格性及び執行
責任を監督するとともに、併せて当社グループ企業の業務の執行状況を把握しながら、コーポレート・
ガバナンスの強化に努めております。
また、取締役、監査役で構成される常務会を毎月2回開催しており、重要な取締役会案件の事前審議
及び経営上の日常業務案件に対する具体的施策の立案を行っております。
監査役会は原則月1回開催されており、監査計画に基づく厳格な監査活動を実施しております。
2.会計監査の状況（平成28年3月期）
会計監査は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、
会計監査の実施とともに会計制度の変更などにも速やかに対応する環境を整えております。
当連結会計年度において、業務を執行した公認会計士の氏名については以下のとおりであります。
・指定社員 業務執行社員 辻内　章 有限責任監査法人トーマツ
・指定社員 業務執行社員 中山　聡 有限責任監査法人トーマツ

3.監査報酬の内容（平成28年3月期）
当連結会計年度における会計監査人の報酬等の額は、以下のとおりであります。
・公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
有限責任監査法人トーマツ 35,000千円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
有限責任監査法人トーマツ 35,000千円
4.会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況
当連結会計年度に開催した重要な会議は以下のとおりであります。（平成28年3月期）
・取締役会 15回
・常務会 24回
・監査役会 11回

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の監査機能について、監査役及び会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）による監査に監査室の内部監査機能を加えて、コーポレート・ガバナンスの観点から監査役制度を充分に活用し、経営の意思決定や業務執行などに関する適法性監査にとどまることなく、妥当性監査に踏み込んだ監査機能への強化の為、本体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	
その他	事業報告や決算内容をグラフ等での表示やナレーションによる説明を行うことで、株主の皆様に対して「わかりやすい株主総会」となるように取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載		

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	毎年、環境報告書を作成・配布及びHPへの掲載を行うことで、環境保全活動への取り組みを行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり整備しております。
1. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及びグループ各社の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、経営の基本方針に則った「行動指針」に基づき、その理念及び精神を役職者をはじめとするグループ会社全使用人に周知・徹底することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、企業の社会的責任（CSR）を全社員が自覚することに努める。また、管理部を担当する取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として、管理部がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたり、内部通報者保護制度の構築等を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行、取締役会等の会社機関の意思決定に係る文書は法令・社内文書規程に基づき保存及び管理を行う。
また、取締役及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧することができるものとする。
3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）損失の危険の管理については、当社の「リスク管理室」の機能を強化し、当社及びグループ各社が抱えるリスクの管理について必要な見直し・対応の検討、そのための研修の実施等を行うこととする。
取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
（2）不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ厳正な対応を行い、被害の拡大を防止する体制を整えるものとする。
4. 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月１回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役出席による常務会を毎月２回以上開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定し、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役は業務分掌に基づき業務を執行する。なお、経済状況の変化等に対しては迅速かつ適正に対処する。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）「関係会社管理規程」に基づき、子会社等の経営管理指導及び計数管理は当社の各担当部門の責任者が行う。なお、当社代表取締役と子会社代表者との間での「トップ診断」を通じ、子会社の管理目標設定等の摺り合わせを行い、年２回以上の会合を実施することを通じて子会社の事業活動及び業績の管理を行い、各社が自主性を発揮しつつ、事業目的の遂行と安定成長を図るための指導・育成を図ることとしている。
（2）子会社には当社から取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視できる体制としている。
（3）子会社は当社の監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査結果は当社の代表取締役及び監査役に報告する体制とする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役会の判断により、必要に応じてその業務補助のため監査役スタッフをおくこととし、当該使用人は監査役の指揮命令下におくものとする。また、その人事等については、独立性を保つように取締役と監査役が意見交換を行う。
7. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社及びグループ各社の取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求め、自ら調査することができるものとする。
（2）監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び常務会の他、業推会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
（3）当社は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、当社監査役への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社グループ内において周知徹底する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、代表取締役、会計監査人、監査室及びグループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
（2）当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求した時は、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないことが認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（業務の適性を確保するための体制の運用状況）
当事業年度における業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。
当社の取締役会は、社外取締役１名を含む９名で構成し、社外監査役２名を含む監査役４名も出席した上で開催し、取締役の職務の執行を監督しております。
子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、役員の派遣、定期的な内部監査を通じて子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。
監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則月１回の監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行っております。さらに取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。
常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、常務会の他、業推会議その他の重要な会議に出席し、必要な場合は説明を求めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ各社は、社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力とは取引関係及びその他いかなる関係も持たないとのグループ倫理規範を掲げている。その倫理規範に基づき、一切の関係遮断のために、直接的なアプローチのほか、機関紙購入や一方的な送付、寄付金・賛助金の支出、クレーム及び示談金の要求、広告掲載、口止め料、株主総会関係等による間接的なアプローチに対しても、警察当局等と連携しながら毅然たる対応で行動するものとしている。
これらにもかかわらず、反社会的勢力とは知らずに、当社の意に反してなんらかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消することとする。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【参考資料：模式図】

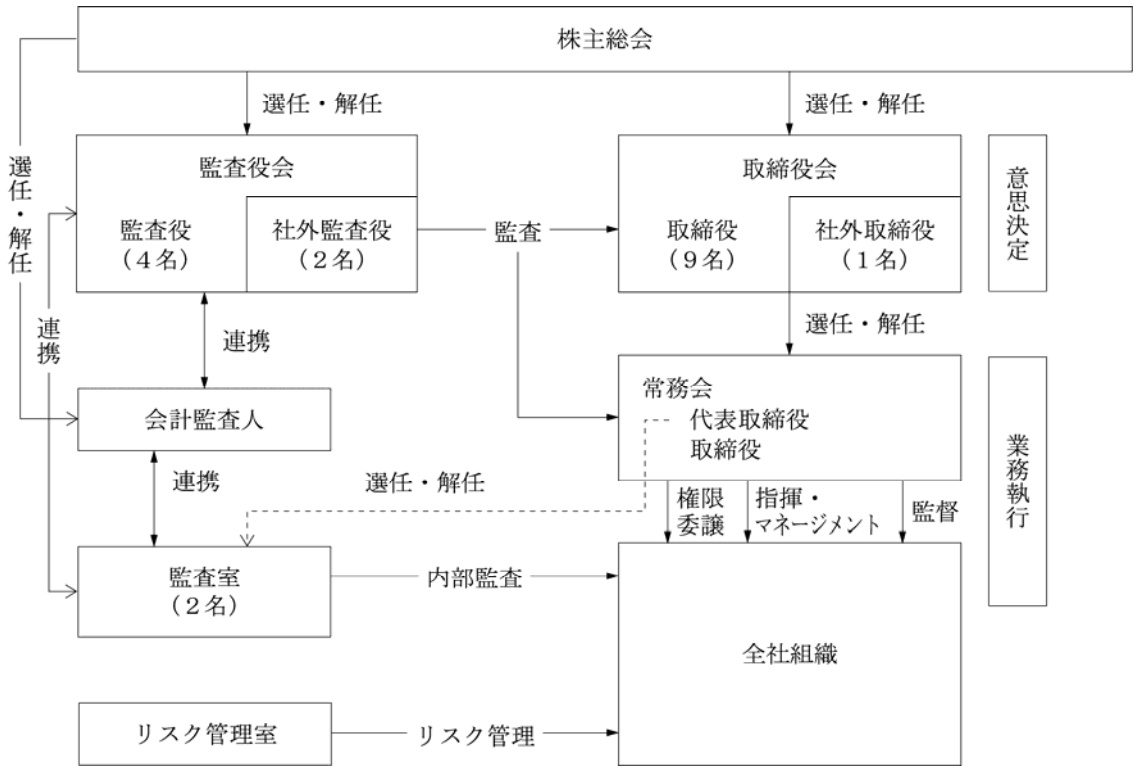
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査役会
監査役
（４名）
社外監査役
（２名）
監査
取締役会
取締役
（９名）
社外取締役
（１名）
意思決定
連携
連携
選任・解任
会計監査人
常務会
代表取締役
取締役
連携
選任・解任
権限
委譲
指揮・
マネージメント
監督
業務執行
監査室
（２名）
内部監査
全社組織
リスク管理室
リスク管理

【適時開示体制：模式図】

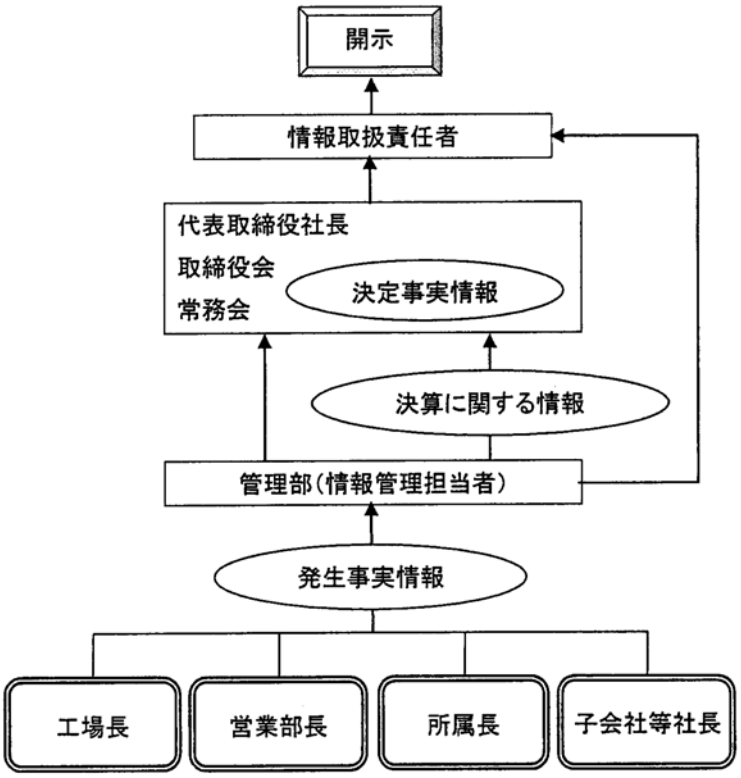
開示
情報取扱責任者
代表取締役社長
取締役会
常務会
決定事実情報
決算に関する情報
管理部(情報管理担当者)
発生事実情報
工場長
営業部長
所属長
子会社等社長